一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩手県奥州市江刺区藤里字平場一二一の一五（次の図に示す部分に限る。）、一二一の四、一二一の一四、一二一の一七、一二一の二〇、一二一の二二、江刺区米里字山本一七七の二・一七七の一三・一七七の一五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一七七の一四、一七七の一八、一七七の一九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百八号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第三条第一項及び第六十六条の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する告示（平成十九年国土交通省告示第千七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月二十七日から適用する。

平成二十九年十一月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する告示の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
地方運輸局等	所在地	地方運輸局等	所在地
（略）	（略）	（略）	（略）
四国運輸局	香川県高松市サンポート三―三十三	四国運輸局	香川県高松市朝日新町一―三十
（略）	（略）	（略）	（略）

○東北地方整備局告示第二百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十四日　東北地方整備局長　津田　修一

一　道路の種類及び路線名　一般国道　四号

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十二月一日

占用を制限する区域　一関市萩荘字金ケ崎四三番三から同市山目字十二神二四番四まで

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十四日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　陸前高田市高田町字中宿三五番三から同市米崎町字沼田五三番一四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月二十六日

○北陸地方整備局告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本整備局長において実施中の一般国道の改築工事が次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十九年十一月二十四日　北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名　工事区間　工事の種類　工事完了の期日

二百五十三号　十日町市八箇字三ツ又口から南魚沼市野田字川島まで（ただし、関係図面に表示する部分を除く。）　改築　平成二十九年十一月二十五日

国会事項

衆議院

議案提出

十一月二十一日内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）

平成二十八年度一般会計歳入歳出決算

平成二十八年度特別会計歳入歳出決算

平成二十八年度国税収納金整理資金受払計算書

平成二十八年度政府関係機関決算書

（添付書類）

平成二十八年度決算検査報告

平成二十八年度歳入決算明細書

平成二十八年度各省各庁歳出決算報告書

平成二十八年度一般会計継続費決算報告書

平成二十八年度一般会計国の債務に関する計算書

平成二十八年度決算調整資金の増減及び現在額計算書

平成二十八年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書

平成二十八年度特別会計決算参照書

農業改良助長法に基づく添付書類

平成二十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成二十八年度国有財産無償貸付状況総計算書（添付書類）

平成二十八年度国有財産検査報告

平成二十八年度国有財産の増減及び現在額に関する説明書

平成二十八年度国有財産の無償貸付状況に関する説明書

質問書提出

十一月二十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

Ⅰ型糖尿病患者の障害基礎年金の「打ち切り」に関する質問主意書（大西健介提出）

雇用関係助成金の共通要件に関する再質問主意書（初鹿明博提出）

答弁書受領

十一月二十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員**逢**坂誠二提出公文書管理ガイドラインの見直し案でいう行政文書の該当性に関する質問に対する答弁書